

農地を売りたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方

農業委員会へご相談ください

『農地法第3条』の許可

農地の売買、贈与、貸借等には『農地法第3条』に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については『農業経営基盤強化促進法』に基づく方法もあります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

『農地法第3条』の主な許可基準

『農地法第3条』に基づく許可を受けるには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・ 権利を取得しようとする農地を含め、所有している農地または、借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。（農業生産法人要件）※1
- ・ 申請者又は世帯員が、農作業に常時従事すること。（農作業常時従事要件）
- ・ 権利を取得しようとする農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。（下限面積要件）※2
- ・ 権利を取得しようとする農地周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）

※1 農業生産法人とは、農業を事業の中心にすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

賃貸借の権利を取得するのであれば、一般の法人でも、一定の制限のもと許可を受けることができます。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

※2 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的、かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a，北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況からみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

川越市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地域	下限面積
川越市全域	50a

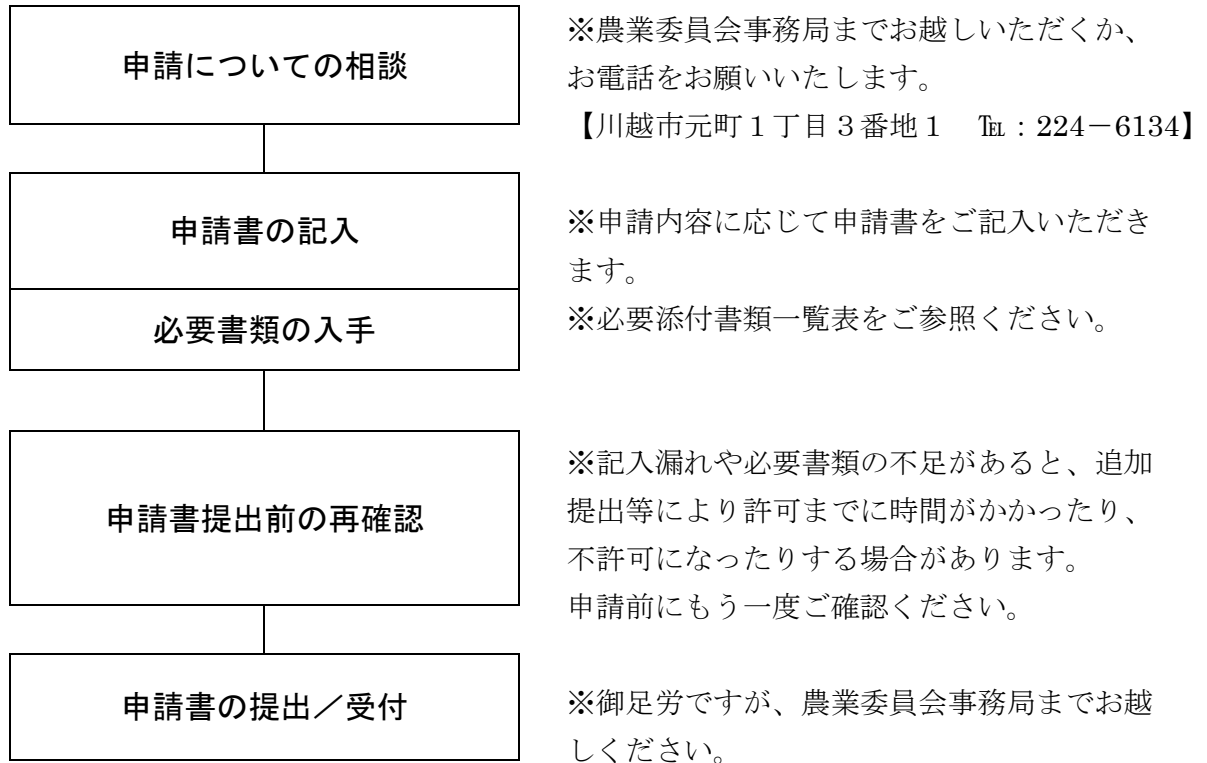
【下限面積設定理由】

川越市内農家の平均所有農地は約75aです。また、農地利用状況調査結果からも遊休農地が増加傾向にあるとはいえないことから、下限面積は現状の50aとなっています。

『農地法第3条』許可事務の流れ

- ・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、その要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
 - ・農業委員会では、申請の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を15日と定め、迅速な許可事務に努めております。
- なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務処理標準期間は15日です。）

